平成２８年（フ）第６７５号
川崎市中原区木月３丁目55番37号　やままんハイツ３　205
債務者　南部　優佳
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９４８号
札幌市東区北46条東１丁目３番８号　マンション美喜５号
債務者　奥間　悟志（旧姓継田）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２２号
北海道北広島市大曲光２丁目４番地10
債務者　金子　　将
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４３号
札幌市白石区南郷通13丁目南１番20―205号
債務者　西野佐規子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４６号
札幌市中央区南13条西14丁目３番３―407号
債務者　常家さつき
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５８号
札幌市豊平区豊平８条12丁目２番22号　ラムズコートⅡ―105号
債務者　皆川ゆかり
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６４号
札幌市白石区栄通16丁目４番35号　日勝コーポ102号
債務者　清水　太陽
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６９号
北海道江別市萌えぎ野西25番地の８
債務者　山本　麻野
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８７号
札幌市南区川沿16条２丁目４番17号　ぴーぷるマルシェ
債務者　堂田　　優
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８８号
札幌市白石区北郷３条５丁目８番７号　ヒルズ北郷東101号
債務者　遠藤美笑子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２０９号
札幌市北区新川２条２丁目９番18号　中村マンション202号
債務者　児玉　祥子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９号
山形県酒田市錦町１丁目７番地の３　ヒルトンＣ101号
債務者　笹原　秋夫
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２８９号
群馬県伊勢崎市喜多町100番地１　須永パレス106
債務者　須永　隆夫
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９４号
群馬県伊勢崎市粕川町1654番地６　パークサイドＰ２―203
債務者　富田　浩寿
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０１号
群馬県太田市泉町1158番地48
債務者　内田　惠子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１５号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町932番地６
債務者　永田　浩一
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
群馬県沼田市上原町1572番地13　大竹アパート13号
債務者　福田　　潤
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係